

平成27年1月21日（投げ込み日）

雲仙市

担当課	建設整備部 監理課
担当者	職名 課長補佐 氏名 関 貴夫
電話	0957-38-3111
FAX	0957-37-2145

「雲仙市緑の基本計画（案）の市長への報告」について

〔前 文〕

雲仙市緑の基本計画（案）について、策定委員会委員長から雲仙市長へ計画案の報告を行ないましたが、事前に送付いたしました資料に誤りがありましたのでお知らせします。

併せて、雲仙市緑の基本計画（案）の概要について送付させていただきます。

〔内 容〕

1. 期 日 1月29日（木） 午前11時30分～
2. 場 所 雲仙市役所 市長室
3. 報告者 雲仙市緑の基本計画策定委員会委員長
長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 准教授 渡邊 貴史

修正箇所

【雲仙市緑の基本計画策定委員会】

- ・ 委嘱期間 平成24年11月27日～平成27年3月31日
- ・ 委員構成 学識関係者2名、関係行政機関2名、市民・団体7名
- ・ 策定委員会 第1回（H24.11.27）～第6回（H26.11.10） 計6回

修正後

【雲仙市緑の基本計画策定委員会】

- ・ 委嘱期間 平成24年11月27日～平成27年3月31日
- ・ 委員構成 学識関係者2名、関係行政機関2名、市民・団体6名
- ・ 策定委員会 第1回（H24.11.27）～第6回（H26.11.10） 計6回

【雲仙市緑の基本計画(案)の概要】

雲仙市建設整備部監理課

1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は都市緑地法に基づき、緑の現況や住民のニーズを踏まえ、まちの緑について将来あるべき姿と、それを実現していくための方針や施策に関する事項や目標を定める計画です。

2) 緑の基本計画策定の目的

雲仙市では、これまで総合計画や都市計画マスタープランを策定し、自然環境の保全や自然と調和した都市環境の形成に向けた取組みが進めてられております。

しかしながら、近年、環境問題の深刻化や、少子高齢化の進展、環境や景観を重視する価値観の変化などにもともなって「緑」の役割がますます重要となっております。そのため雲仙市の特徴を活かし、緑の魅力を高めることは、未来への大切な財産となります。

そこで、魅力ある緑の将来像を実現するための施策を示し、市民との協働による緑地の保全と緑化の推進を目的とし、基本理念を「みんなで育てる きらめく水と緑のまち 雲仙」と定め「雲仙市緑の基本計画(案)」を策定いたしました。

3) 雲仙市緑の基本計画(案)の概要

第1章 序論

1. 緑の基本計画について

計画の目標年次は、雲仙市都市計画マスタープランと合わせ、平成42年を目標としております。

なお、都市緑地法では、緑の基本計画の対象区域は都市計画区域内において定めることができるとされていますが、雲仙市の約7割の地域が都市計画区域外にあり、その地域にも豊かな緑が広がっていることから区域は雲仙市全域を対象とした計画を作成しました。

2. 雲仙市緑のまちづくりの方向

計画策定に際しては、上位計画となる「雲仙市総合計画」や、関連計画となる「雲仙市都市計画マスタープラン」、「雲仙市景観計画」との整合を図りながら策定を進めてまいりました。また、市民参加による計画づくりに取組むため「市民アンケート調査」や「地域別ワークショップ」を実施し計画づくりの情報源として活用しております。

第2章 緑のまちづくりの課題

1. 緑の分析・評価

緑の分析評価においては自然条件・社会条件等の背景に加えて、雲仙市の公園・緑地の総量把握、質及び機能の充足度・配置状況・地区間のバランス等の観点を踏まえ、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの機能に分類し、各機能の評価ポイントに基づき取りまとめました。

2. 緑の課題

分析結果を踏まえ課題を整理し、課題の対応へ向けた基本的な方向性を設定しました。

第3章 基本方針

1. 基本理念

緑の現況や市民意向の結果を反映させ整理した課題を踏まえ、基本理念を「みんなで育てる きらめく水と緑のまち 雲仙」と定めております。

2. 将来像と基本方針

基本理念のもと、水と緑のまちづくりを進めていくため、「将来像」と「基本方針」を

設定しました。

「将来像」は雲仙市の特性を踏まえ「緑の骨格」、「緑の拠点」、「緑の軸」の観点に配慮し緑の配置、連携のあり方を位置づけております。

「基本方針」は、理念や将来像を達成していくための基本的な考えを示し、水と緑がもつ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの機能と、市民、事業者、行政による「協働のまちづくり」の観点を加え、「快適で美しい水と緑を守り、将来へ繋ぐ」、「五感で楽しめる安全・安心な水と緑の環境を創る」、「市民協働による水と緑のまちづくりを育てる」の3つの基本方針を定め整理しました。

3. 将来目標の設定

具体的な施策を推進するため、「緑地率」、「都市公園等整備量」、「市民・企業ボランティアの活動数」、「緑の満足度及び公園の充実度」を目標とすべき指標として設定しております。

第4章 緑地保全及び緑化推進のための施策

1. 施策の基本体系

施策の基本体系を、緑の将来像、基本方針の実現に向けて、「水と緑を“守る”、“創る”、“感じる”施策」とそれらを推進する「水と緑のまちづくりを“育てる”施策」の4つに分類しました。

2. 水と緑を「育てる」ための取組み
3. 水と緑を「守る」ための取組み
4. 水と緑を「創る」ための取組み
5. 水と緑を「感じる」ための取組み

第5章 地域別計画

1. 地域別計画について

地域区分を都市計画マスタープランに整合させ、北部（国見・瑞穂）、中部（吾妻・愛野・千々石）、南部（小浜・南串山）に区分し、各地域の緑の現況や地域の特色などの整理を行い、市民意向や基本方針を踏まえて、まちづくりの目標や達成に向けた施策を示しました。

2. 北部地域

緑のまちづくりの目標

豊かな「森」を身近に感じられる地域の形成

人・地域・文化がつながる 美しい水と緑の軸の形成

3. 中部地域

緑のまちづくりの目標

水と緑と調和した定住環境の創出

優れた自然や歴史を活かし、水と緑に触れ合える環境の形成

4. 南部地域

緑のまちづくりの目標

自然と共存する、快適な住まい環境の創出

温泉・海・山の資源を活かした地域の形成